

構成（案）

資料 2 - 2

「市民参加型」障害者フロンまつど

第3次松戸市障害者計画

第6期松戸市障害福祉計画

第2期松戸市障害児福祉計画

（案）

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、

安心して暮らせるまち」

—地域共生社会の実現をめざして—

令和2年●月

松 戸 市

—目 次—

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	●
2 本計画の特徴	●
3 国・県及び松戸市の施策動向	●
4 計画の位置づけ	●
5 計画の対象	
6 計画の期間	
7 計画の策定体制	
第2章 松戸市における障害者・児の現状	●
第3章 計画の基本理念、基本目標	●
第4章 施策の体系	●
第5章 第6期松戸市障害福祉計画／第2期障害児福祉計画	●
第6章 計画の推進に向けて	●
【資料編】	



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

松戸市では、平成 10 年 3 月に「いきいきと安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念として「市民との相互理解と交流」、「自立した日常生活と社会生活の実現」、「生活基盤の確立」、「住みよいまちづくりの推進」という基本方針のもと、「松戸市障害者計画」（平成 10 年～22 年）を策定しました。

さらに、平成 25 年 3 月には、「ふれあい、認め合い、支えあい」を基本理念とし、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」という将来像の実現に向けて、「第 2 次松戸市障害者計画」（平成 25 年～令和 2 年）を策定し、施策を推進してまいりました。

一方で、平成 18 年度からの障害者自立支援法の施行に基づき【平成 25 年度からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行に基づき】3 年ごとを計画期間として「松戸市障害福祉計画」を策定してまいりました。

また、平成 30 年度からは、児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、「松戸市障害児福祉計画」を策定しています。

両計画の策定目的は、自治体ごとの障害者施策全般の基本的な事項を定める「障害者計画」の理念のもと、地域の実情に合わせて障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策を示すものであり、障害福祉サービスの提供体制などの整備を計画的に進めているところです。

これまでの「松戸市障害者計画」及び「松戸市障害福祉計画」、「松戸市障害児福祉計画」の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理したうえで、今後も社会情勢の変化や法制度の改正等に柔軟に対応するために、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間として、3 つの計画を統合するかたちで『「市民参加型」障害者プランまつど』の策定を行うこととしました。

2 本計画の特徴

本計画は、平成25年3月策定の「第2次松戸市障害者計画」の計画期間終了に伴い、下記の(1)～(3)の前期計画の特徴を踏襲しながらも、今後の社会情勢の変化や法制度の改正等に柔軟に対応するため、令和3年度から令和5年度を計画期間として、「松戸市障害者計画」、「松戸市障害福祉計画」、「松戸市障害児福祉計画」の3つの計画を統合するかたちで、策定しています。

(1) 重点項目の設定

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成するため、今期計画期間中に、特に重点的に取り組む事項として、「権利擁護・医療的ケア児者支援・就労支援・相談支援体制の充実・防犯・防災対策」の5つを重点施策として設定しました。

⇒ 「第3章 重点施策」●●ページ～●●ページ

(2) 目標の設定

それぞれの施策ごとに目標を設定しました。

目標については、個々の施策の進捗状況をより明確にし、計画の進行管理を実効性のあるものとするため、できる限り数値目標を設定しました。

⇒ 「第4章 施策の展開」●●ページ～●●ページ

(3) 「市民参加型」障害者プランまつど

計画に描いた将来像を実現するためには、行政が尽力することはもちろんですが、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。

そこで、本計画では、「第2次障害者計画」の考え方を踏襲し、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの立場で、主体的に行うことが期待される役割を盛り込み、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

3 国・県及び松戸市の施策動向

平成25年3月に策定された「第2次松戸市障害者計画」がスタートしてから、8年間の国・県および松戸市の施策については、次のとおりです。

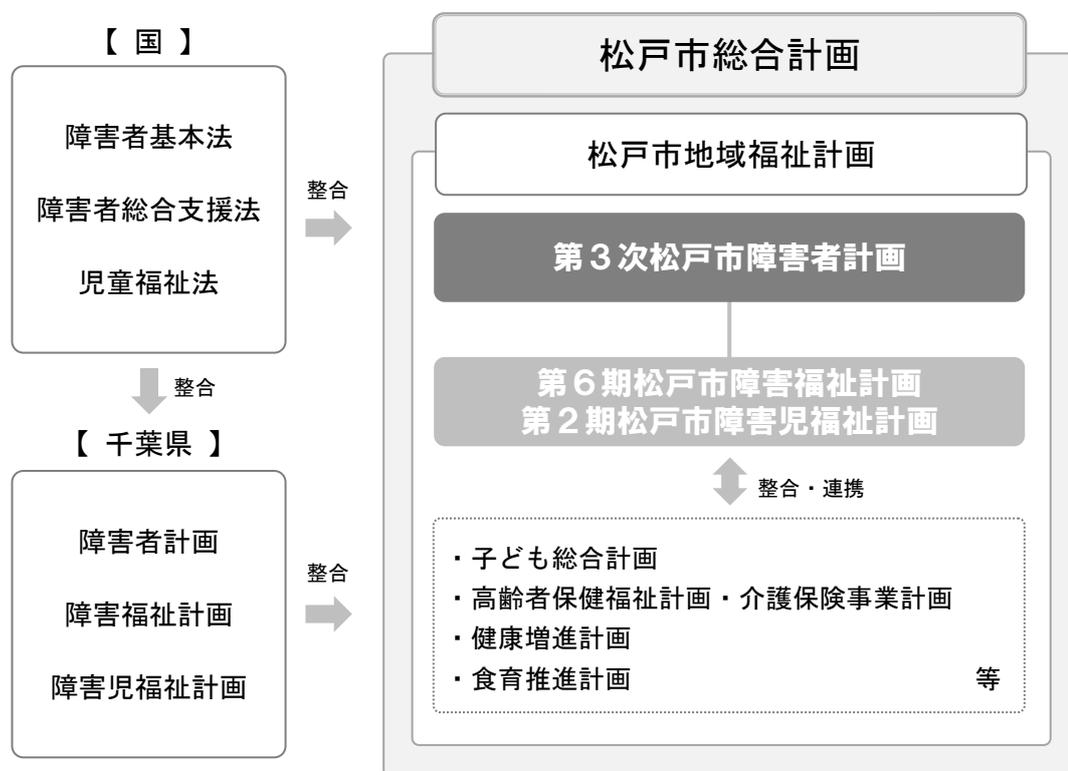
年度	国・県	松戸市
平成25年度	【国】○「障害者の権利に関する条約」 （障害者権利条約）批准 ○障害者優先調達推進法施行	○第2次障害者計画策定 ○基幹相談支援センター設置
平成26年度		○法人後見活動を支援するため、 専門職後見人の補助をする市民後 見協力員の養成開始 ○障害者等の移動支援事業の中 に、通学・通級支援を創設
平成27年度	【国】○第4次障害福祉計画策定 【県】○第五次千葉県障害者計画策定 ○重度心身障害者（児）医療給付 制度改正	○第4期障害福祉計画策定 ○放課後等デイサービス事業の支 給基準を拡大。
平成28年度	【国】○障害者差別解消法施行 ○成年後見制度利用促進法施行 ○障害者雇用促進法改正 ○発達障害者支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン策定	○3障害の種別ごとの相談窓口と してハートオン相談室設置 ○医療的ケア児の支援のための連 携推進会議設置 ○ジョブコーチによる職場定着支 援開始 ○就労・雇用セミナーの開始
平成29年度		
平成30年度	【国】○第4次障害者基本計画策定 ○第5期障害福祉計画策定 ○障害者文化芸術推進法施行 ○障害者総合支援法改正 ○児童福祉法改正 ○社会福祉法の改正 【県】○第六次千葉県障害者計画策定	○第5期障害福祉計画・第1期障 害児福祉計画策定 ○福祉まるごと相談窓口設置 ○在宅医療介護連携センター設置
平成31年度	【国】○読書バリアフリー法制定 ○障害者雇用促進法改正	○虐待防止ネットワーク設置 ○障害者地域包括ケアネットワー ク設置 ○手話言語条例制定
令和 2年度		○虐待防止条例制定 ○重度心身障害者医療費の対象に 精神障害者1級を追加

4 計画の位置付け

障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

また、策定にあたっては、国及び千葉県の計画との整合を図りつつ、市の最上位計画となる「松戸市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「松戸市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、「いきいき安心プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」「松戸市子ども総合計画」「健康増進計画 健康松戸21」など関連するほかの計画との整合を図るものとしています。



5 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

さらに、計画に描いた将来像を実現するためには、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。本計画では、「第2次障害者計画」の考え方を踏襲し、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの立場で、主体的に行うことが期待される役割を盛り込み、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

6 計画の期間

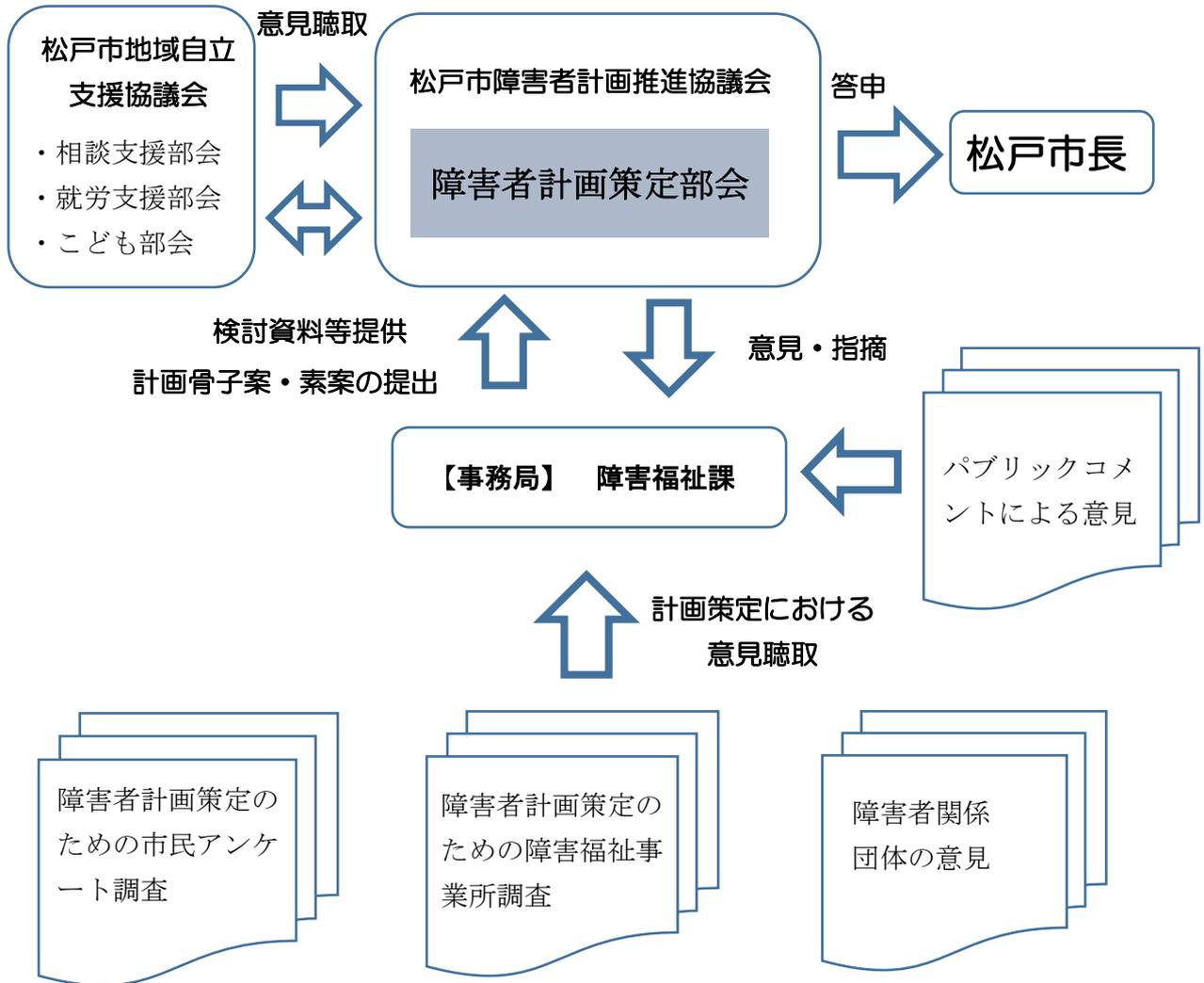
障害者計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2次松戸市障害者計画（平成25年～）			第3次松戸市障害者計画		
第5期松戸市障害福祉計画 第1期松戸市障害児福祉計画			第6期松戸市障害福祉計画 第2期松戸市障害児福祉計画		

7 計画の策定体制

(1) 策定体制



(2) 計画策定にあたっての取り組み

第3次松戸市障害者計画策定のための市民アンケート調査

令和元年 12月

第3次松戸市障害者計画策定のための事業所アンケート調査

令和2年6月

松戸市障害者計画推進協議会障害者計画策定部会

令和2年 7月 9日(木)

令和2年 8月20日(木)

令和2年10月29日(木)

松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議

令和2年 5月(書面による意見募集)

令和2年10月1日(木)

医療的ケア児に関するアンケート調査

医療的ケア児実態調査 令和元年6月～令和2年3月

医療的ケア児事業所調査 令和元年12月～令和2年1月

医療的ケア児ニーズ調査 令和2年6月～7月

障害者関係団体からの意見聴取

令和2年7月29日 14団体(書面による意見募集)

※希望した4団体はヒアリング実施

松戸市地域自立支援協議会

令和2年8月17日(月)

松戸市障害者計画推進協議会

令和2年11月19日(木)

パブリックコメント

令和3年●月●日(●)～令和3年●月●日(●)

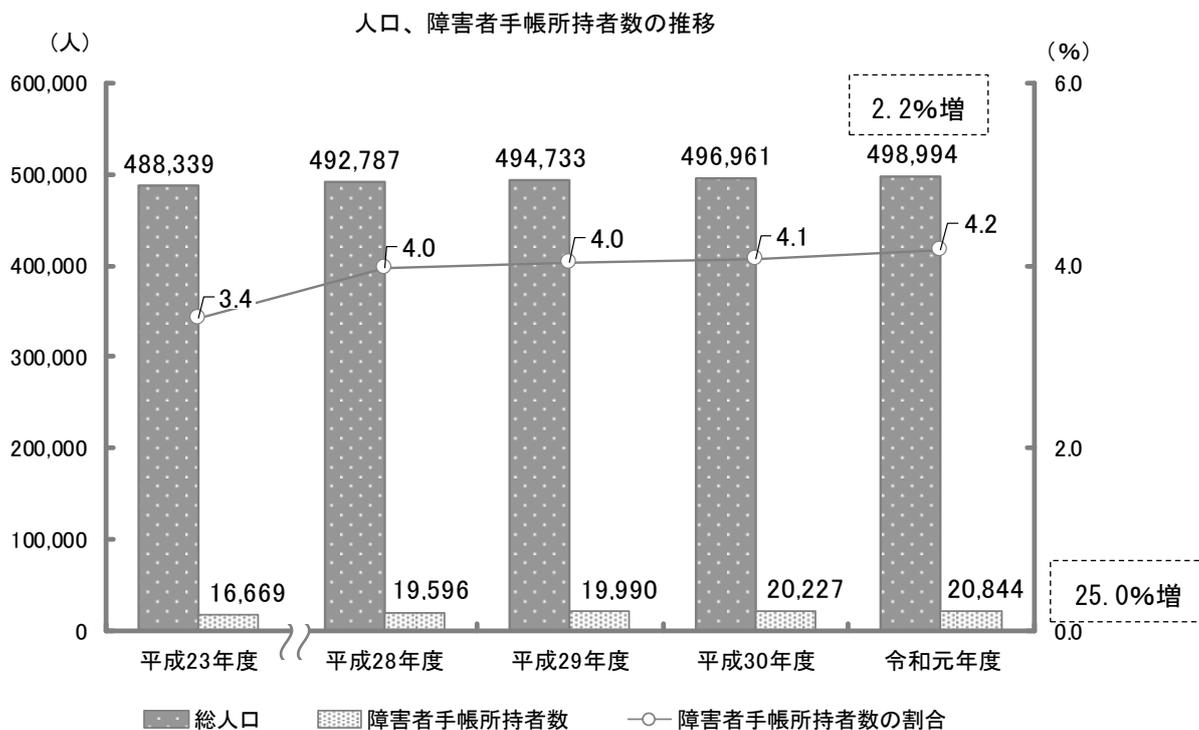
結果： 意見者数 ●名 意見数 ●件



松戸市における障害者・児の現状

1 人口、障害者手帳所持者数の推移

計画策定時である平成23年度から令和元年度期間での障害者手帳所持者数は、年々増えており、8年間で4,175人増えています。また、平成23年度から令和元年度の増加割合は、総人口が2.2%増であるのに対し、障害者手帳所持者数は、25.0%増となっており、令和元年度における総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成23年度から0.8ポイント増の4.2%となっています。



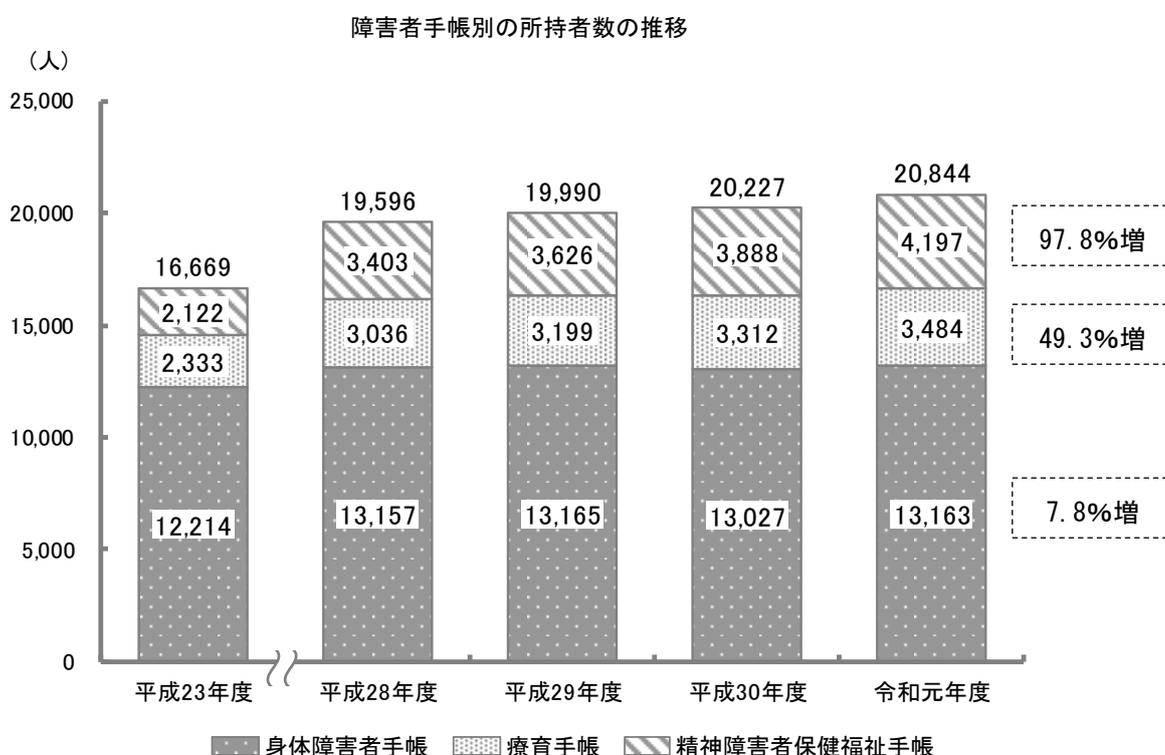
資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

2 障害者・児の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別では、平成23年度においては、身体障害者手帳所持者が最も多く、次いで療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の順でしたが、直近では身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者の順になっています。

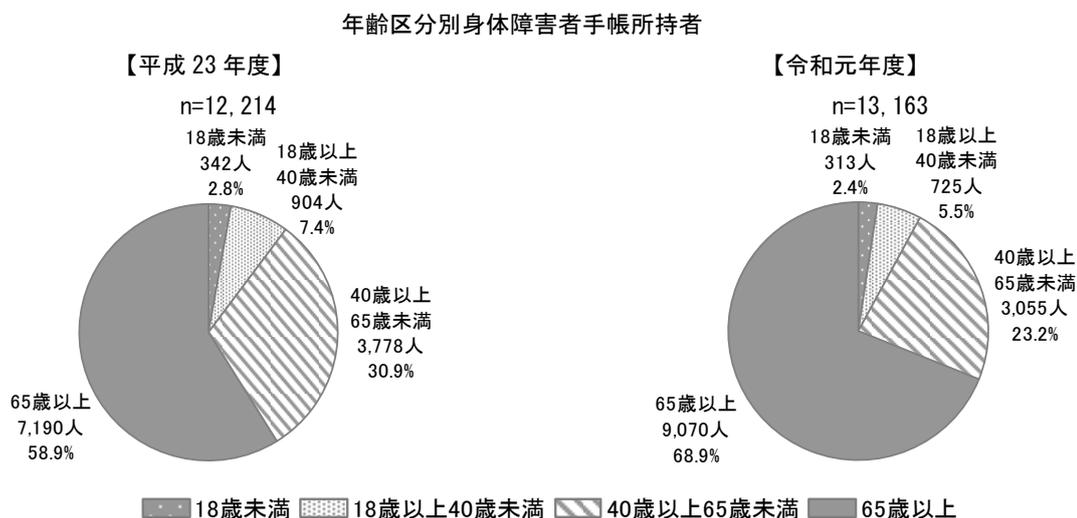
また、3障害ともに増加傾向にあり、平成23年度に比べ、身体障害者手帳所持者は7.8%増と微増であるのに対し、療育手帳所持者は約1.5倍(49.3%増)、精神障害者保健福祉手帳所持者は約2倍(97.8%増)となっています。



(2) 身体障害のある人

① 年齢区分別

令和元年度における身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合は、65歳以上の割合が68.9%（平成23年度58.9%）と最も多く、平成23年度と比べ、65歳以上の手帳所持者数が増加しています。

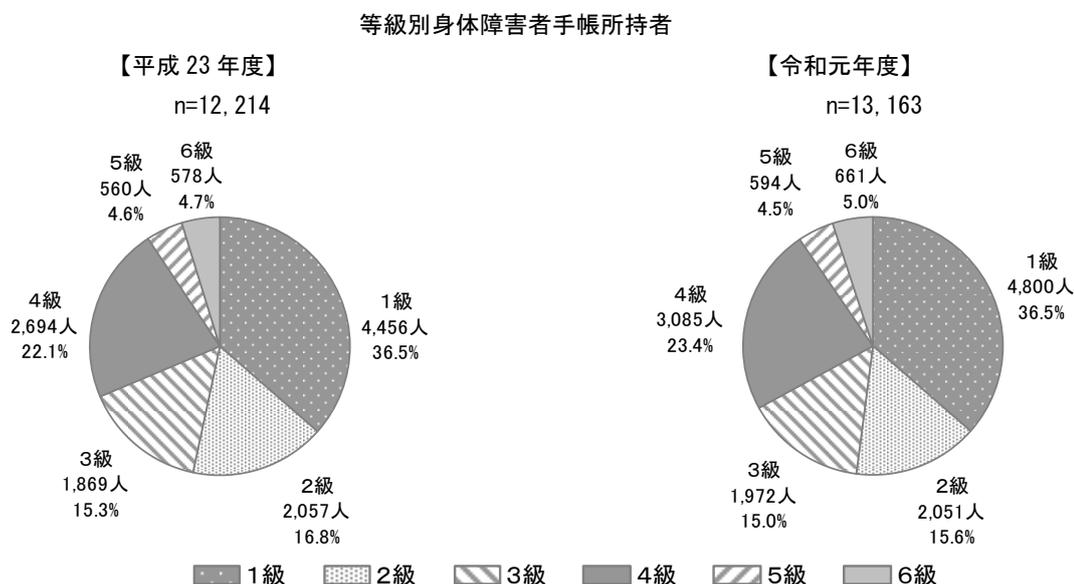


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

② 等級別

令和元年度における等級別構成割合は、1級が4,800人で最も多く、次いで4級が3,085人となっています。

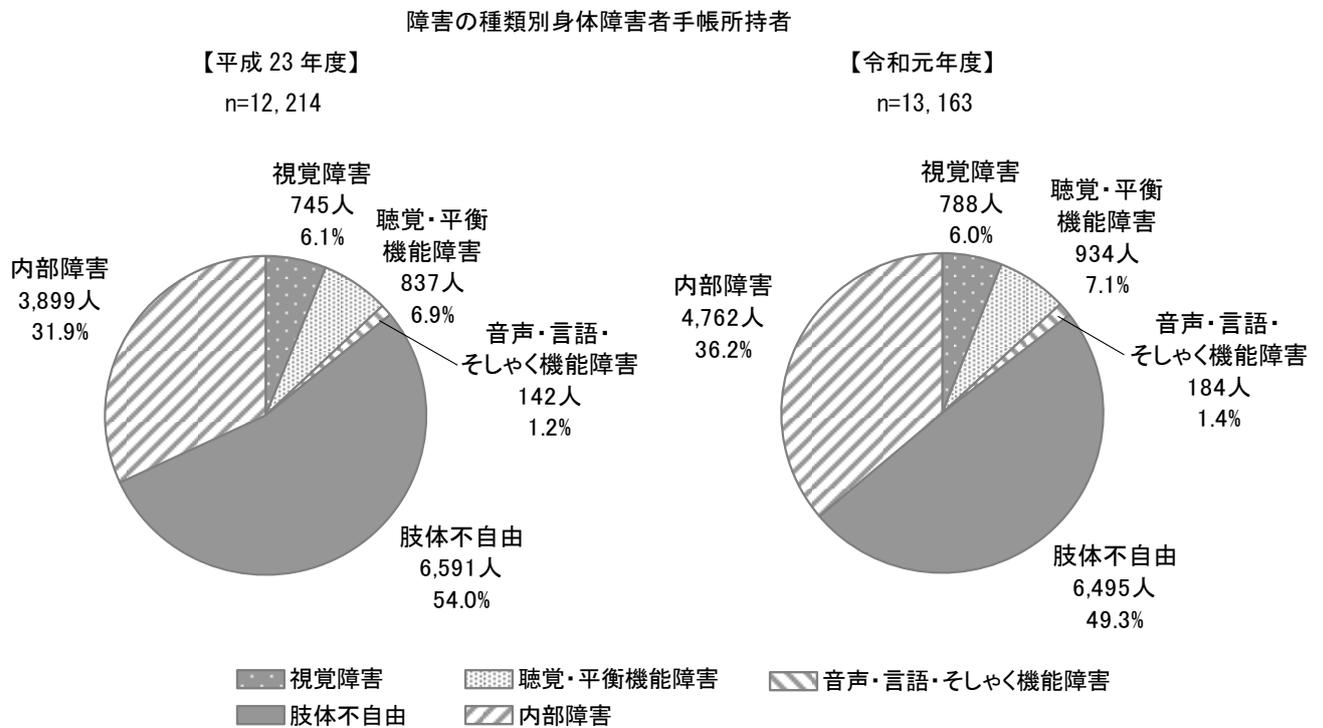
また、平成23年度と比べ大きな変化はありませんが、4～6級の比較的重度化する前の段階から取得する割合が1.5ポイント増えています。（平成23年度31.4%、令和元年度32.9%）



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

③ 障害の種類別

令和元年度における障害の種類別構成割合は、肢体不自由が6,495人（49.3%）と最も多く、次いで内部障害が4,762人（36.2%）となっています。平成23年度と比べ、内部障害が4.3ポイント増加しています。

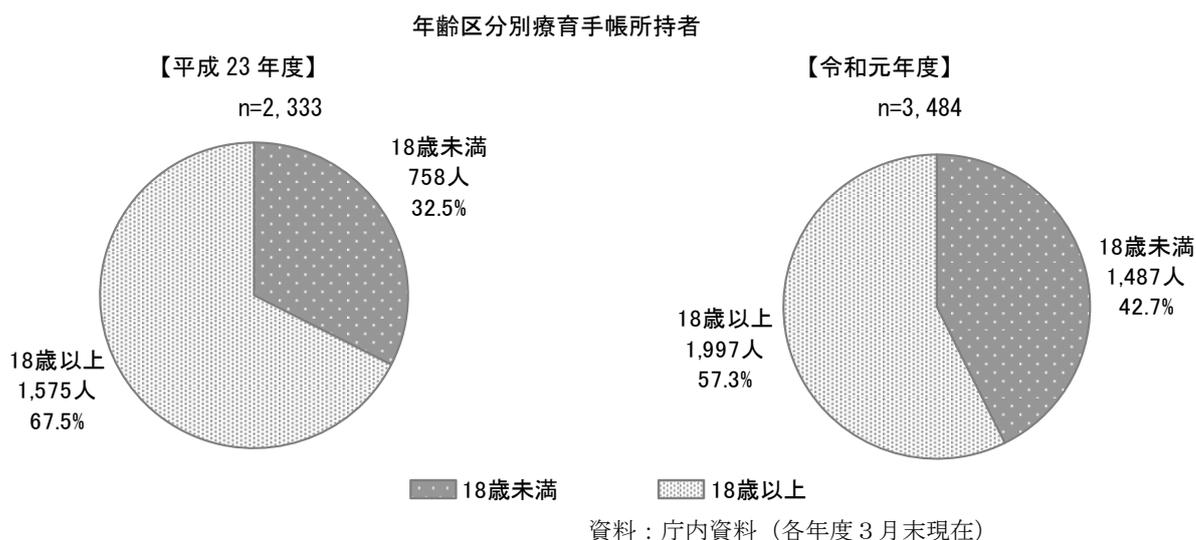


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(3) 知的障害のある人

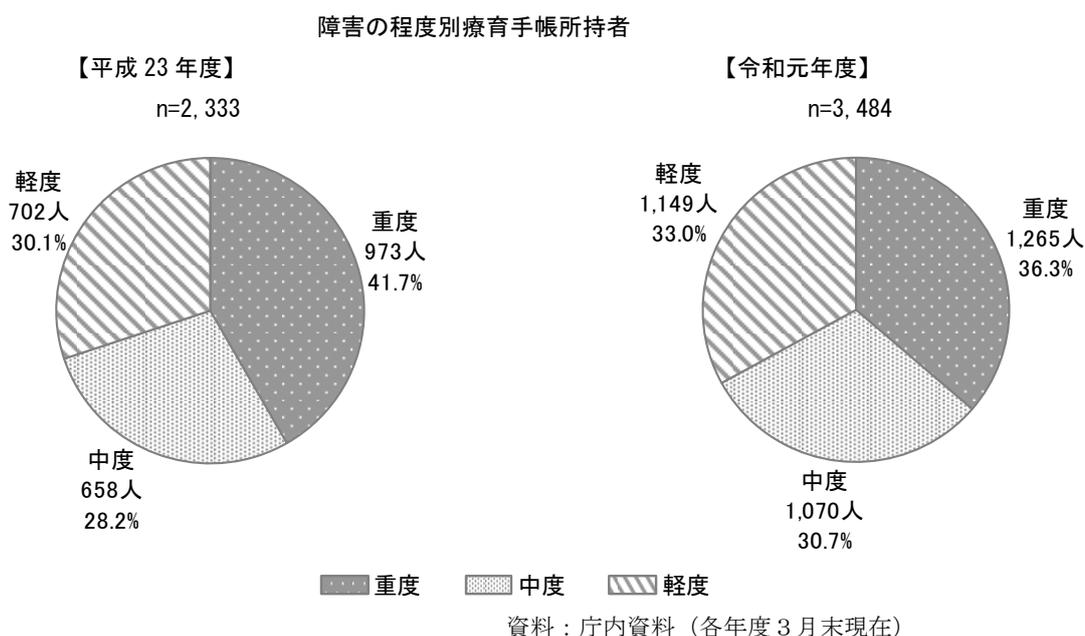
① 年齢区分別

令和元年度における療育手帳所持者の年齢別構成割合は、18歳未満が42.7%、18歳以上が57.3%となっています。平成23年度と比べ、18歳未満が10.2ポイント増加しています。また、18歳以上の手帳所持者数が26.8%増に対し、18歳未満については、約2倍（96.2%増）増加しています。



② 程度別

令和元年度における程度別構成割合は、重度の手帳所持者数が1,265人（36.3%）と最も多くなっています。平成23年度と比べ、中度や軽度の割合が5.4ポイント増えています。（平成23年度58.3%、令和元年度63.7%）。

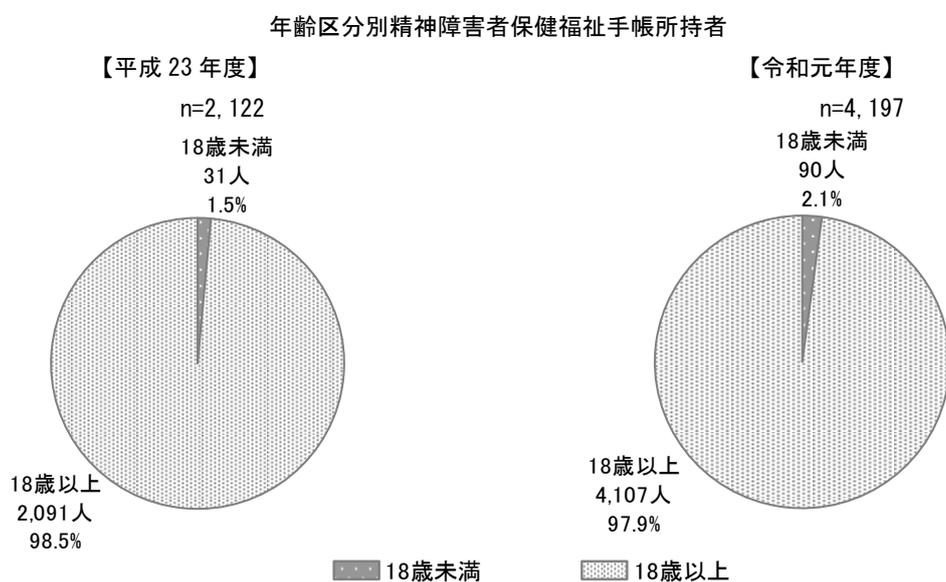


(4) 精神障害のある人

① 年齢区分別

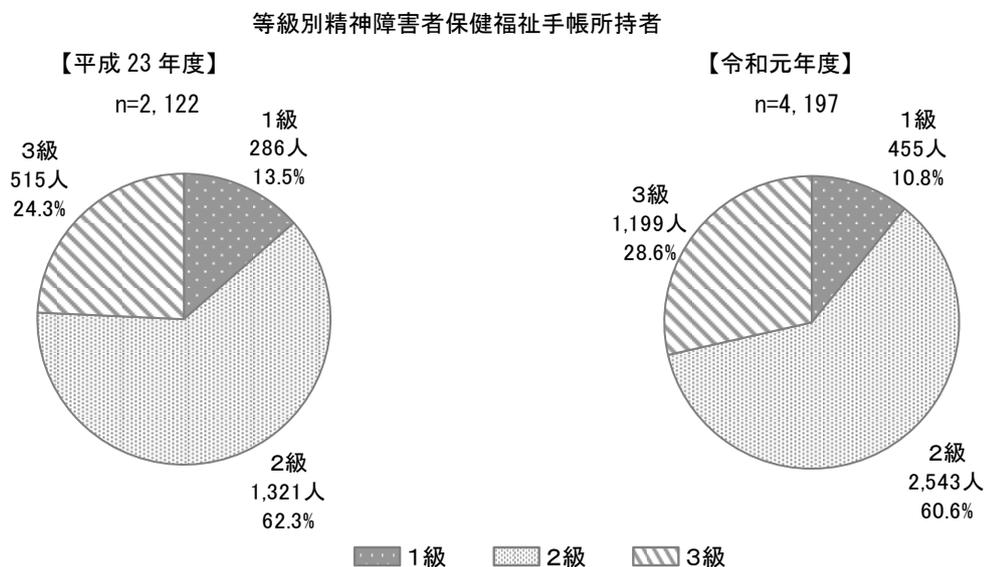
年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、18歳以上の手帳所持者数が約2倍（96.4%増）、18歳未満が約3倍（190.3%増）の大幅な増加となっています。

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成割合は、18歳未満が2.1%、18歳以上が97.9%となっています。平成23年度と比べ大きな変化はありませんが、18歳未満の割合が0.6ポイント微増しています。



② 等級別

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成割合は、2級の手帳所持者数が2,543人（60.6%）と最も多くなっています。平成23年度と比べ、3級が4.3ポイント増加しています。

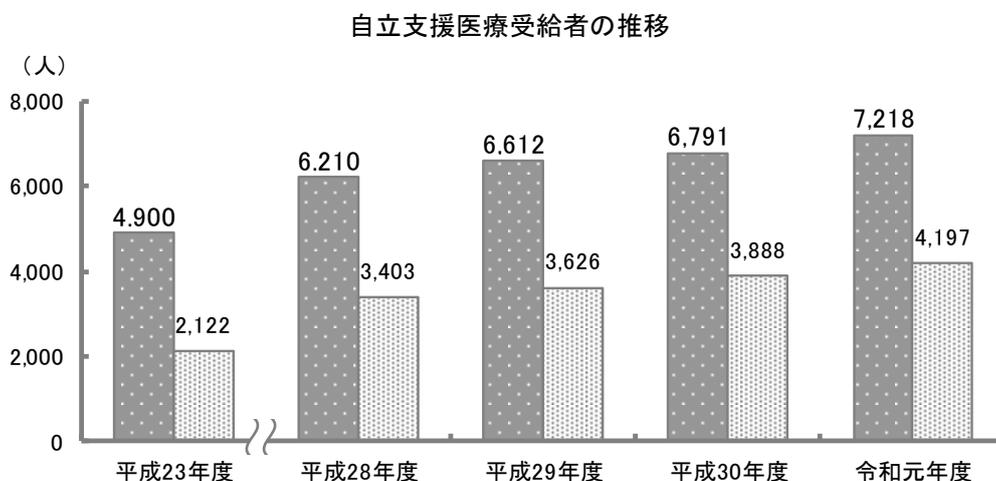


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

③ 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数は年々増加しており、令和元年度における受給者数は7,218人であり、平成23年度と比べ、約1.5倍（47.3%増）増加しています。

また、自立支援医療受給者のうち精神保健福祉手帳を所持する方の割合は年々増えており、令和元年度では、自立支援医療の受給者の約6割が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。

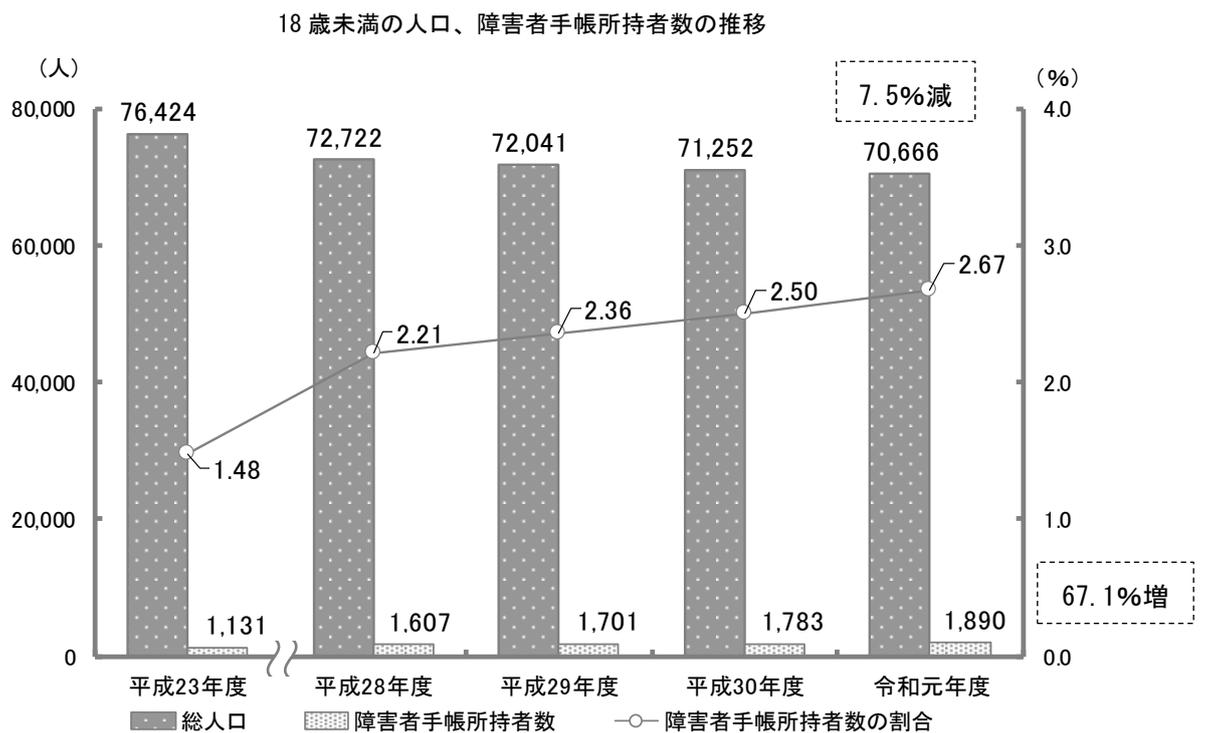


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

3 障害児の状況

(1) 18歳未満の人口、障害児（18歳未満の障害者手帳所持者）数の推移

平成23年度から令和元年度期間での障害児数は、年々増えており、8年間で759人増えています。また、平成23年度から令和元年度の増加割合は、18歳未満の人口が7.5%減であるのに対し、障害児数は67.1%増となっています。

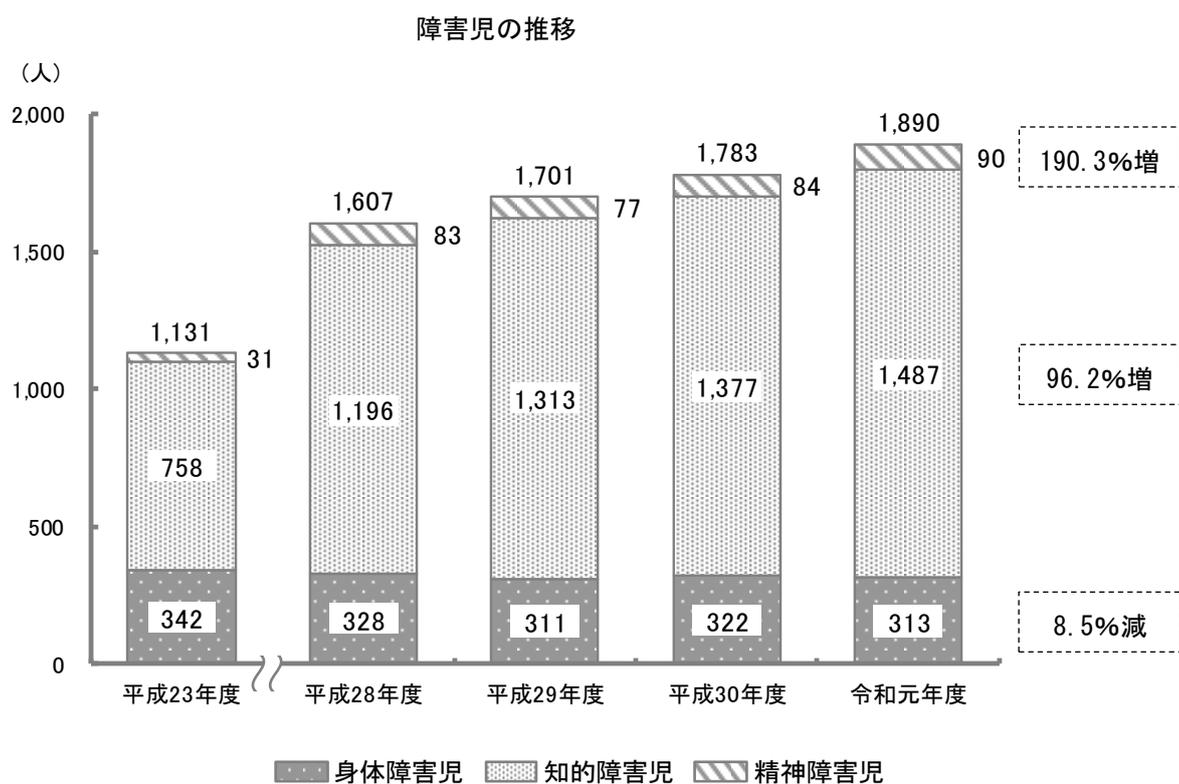


資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

(2) 障害児（18歳未満の手帳所持者）の推移

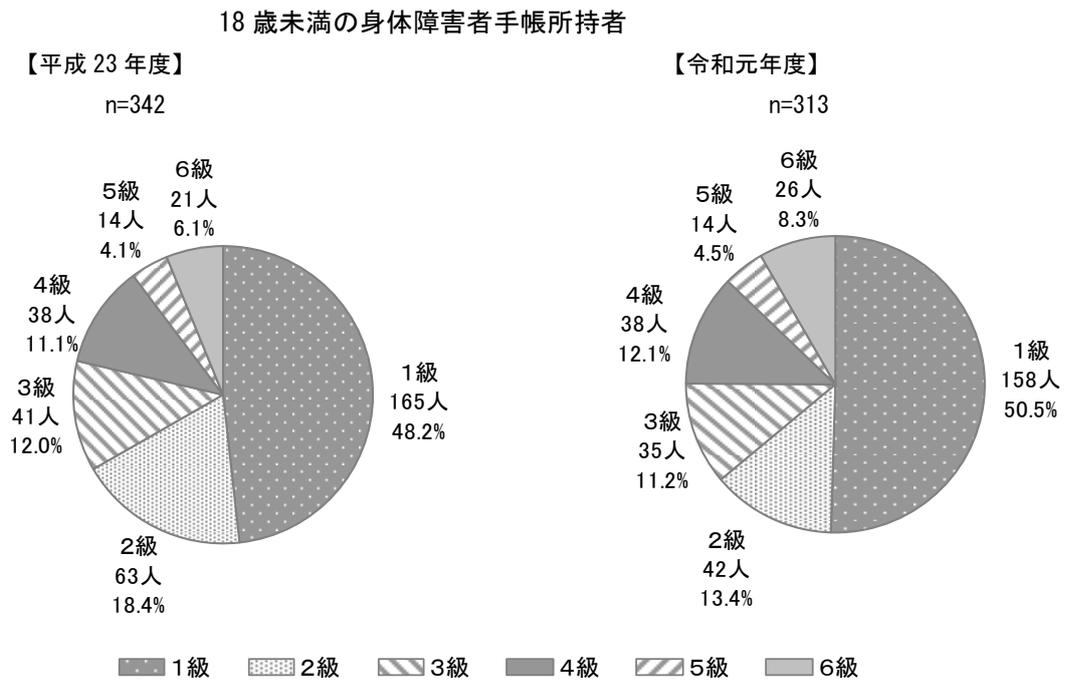
障害児の推移をみると、令和元年度における身体障害児は313人で、減少傾向となっています。知的障害児は1,487人、精神障害児は90人で、ともに増加傾向にあります。

また、平成23年度に比べ、身体障害児は8.5%減、知的障害児は約2倍増（96.2%増）、精神障害児は約3倍増（190.3%増）となっています。



(3) 18歳未満の身体障害者手帳所持者

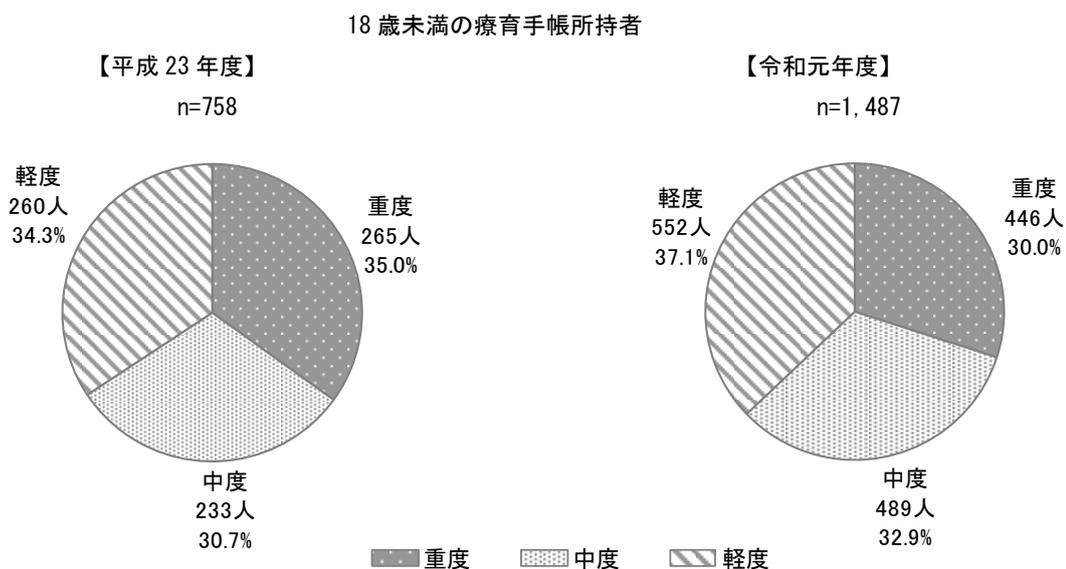
令和元年度における18歳未満の身体障害者手帳所持者の等級別構成割合は、1級が158人で最も多く、次いで2級が42人となっています。平成23年度と比べ大きな変化はありません。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

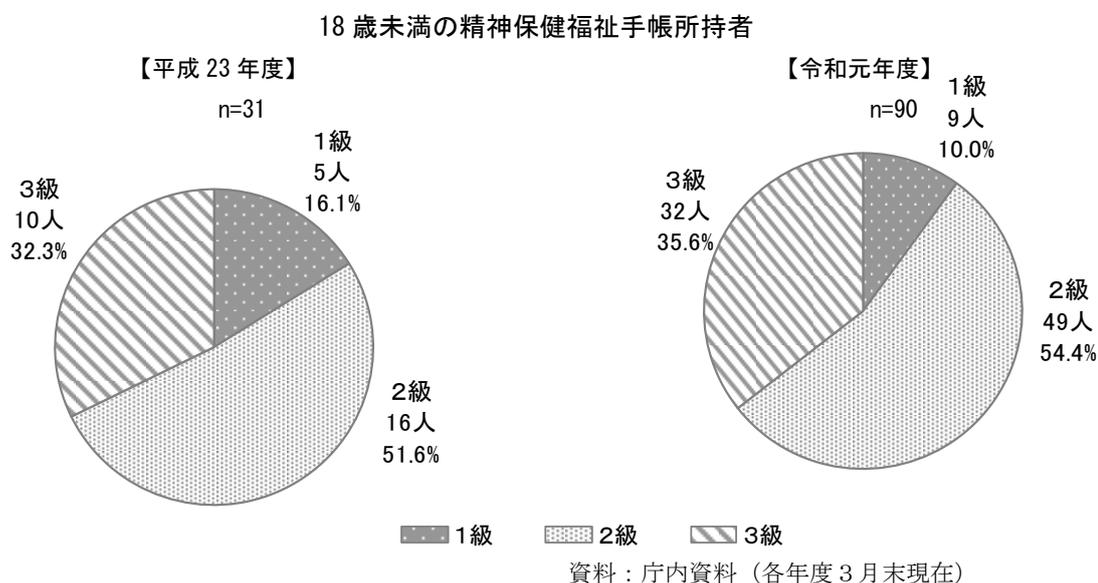
(4) 18歳未満の療育手帳所持者

令和元年度における18歳未満の療育手帳所持者の程度別構成割合は、軽度の手帳所持者数が552人（37.1%）と最も多くなっています。平成23年度と比べ、中度や軽度の割合が5.0ポイント増えています。（平成23年度65.0%、令和元年度70.0%）。



(5) 18歳未満の精神保健福祉手帳所持者

令和元年度における18歳未満の精神保健福祉手帳所持者の等級別構成割合は、2級の手帳所持者数が49人（54.4%）と最も多くなっています。平成23年度と比べ、1級が6.1ポイント減少しています。

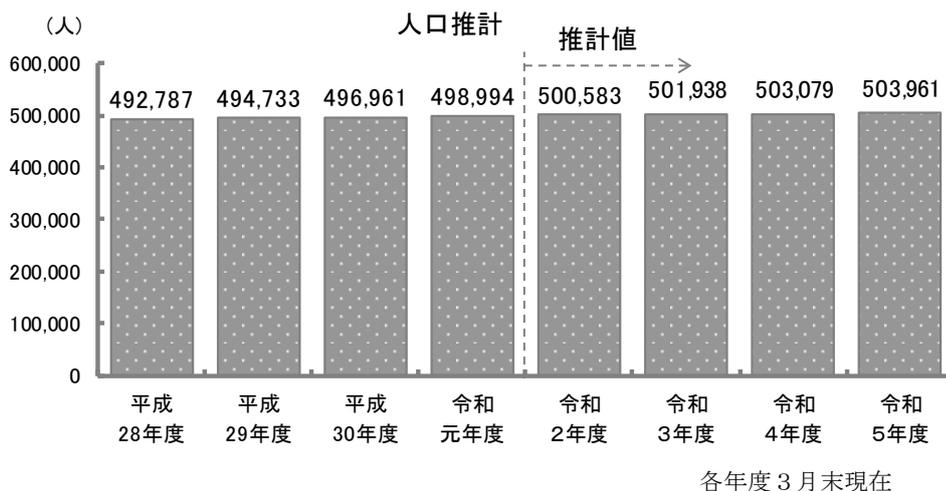


4 人口推計及び障害者手帳所持者数の推計

(1) 障害者・児の推計

① 人口推計

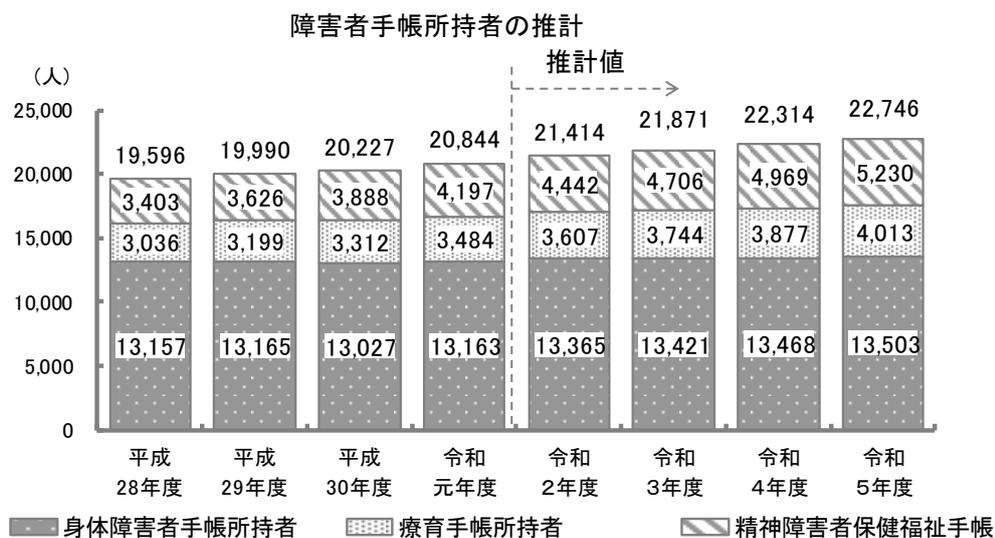
平成27年度から令和元年度3月末現在の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法[※]で算出しました。総人口は年々増加しており、今後も増加が見込まれます。



※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

② 障害者手帳所持者の推計

障害者手帳所持者の推計の推計については、3障害ともに増加することが見込まれますが、身体障害者手帳所持者は、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者に比べ、増加の伸びは緩やかとなっています。

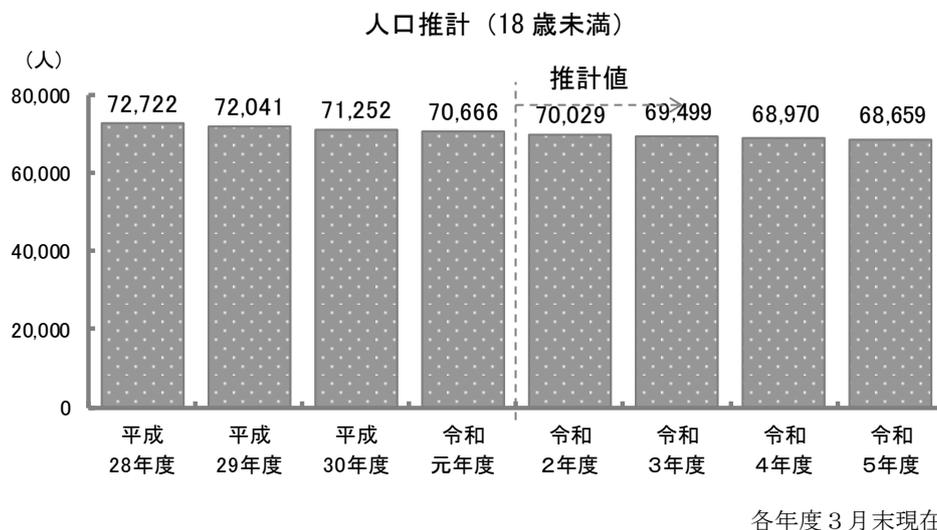


※過去の人口に対する障害者手帳所持者の出現率を算出し、過去の状況を踏まえた出現率の推計を行った。また、推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数の推計を行った。

(2) 障害児の推計

① 人口推計（18歳未満）

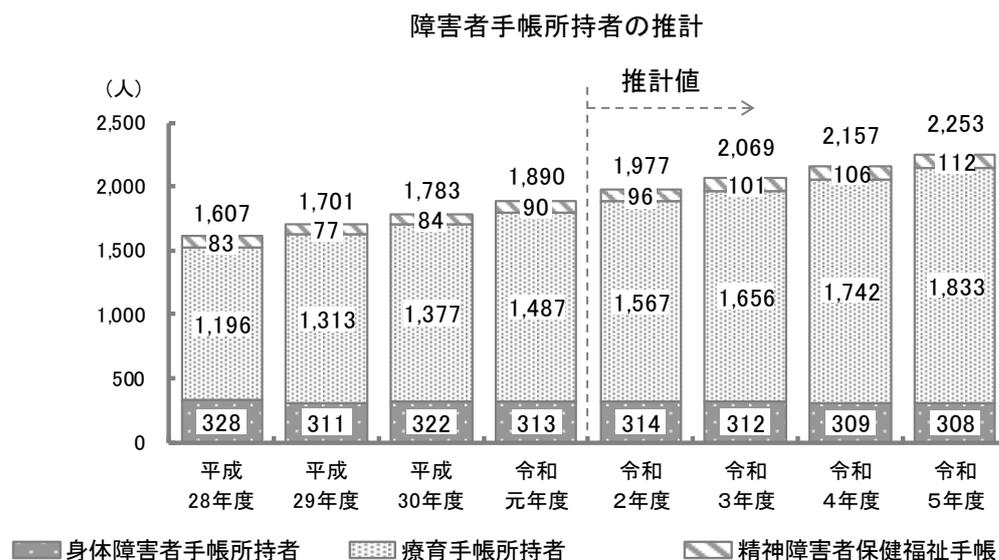
平成27年度から令和元年度の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法で算出しました。18歳未満の人口は年々減少しており、今後も減少が見込まれます。



※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

② 障害者手帳所持者（障害児）の推計

障害者手帳所持者（障害児）の推計の推計については、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加することが見込まれます。

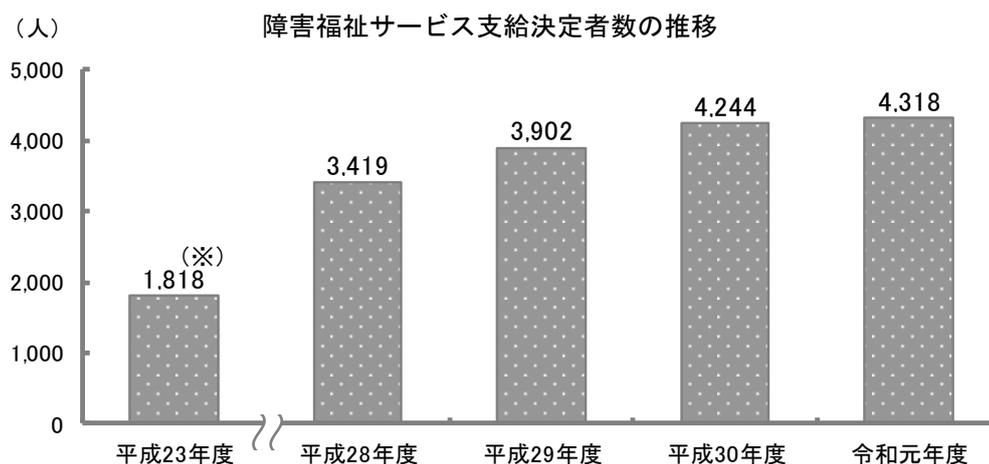


※過去の人口に対する18歳未満の障害者手帳所持者の出現率を算出し、過去の状況を踏まえた出現率の推計を行った。また、推計した出現率に18歳未満の推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数の推計を行った。

5 障害福祉サービス支給決定者の状況

(1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービス支給決定者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度4,318人であり、平成23年度の約2.4倍となっています。

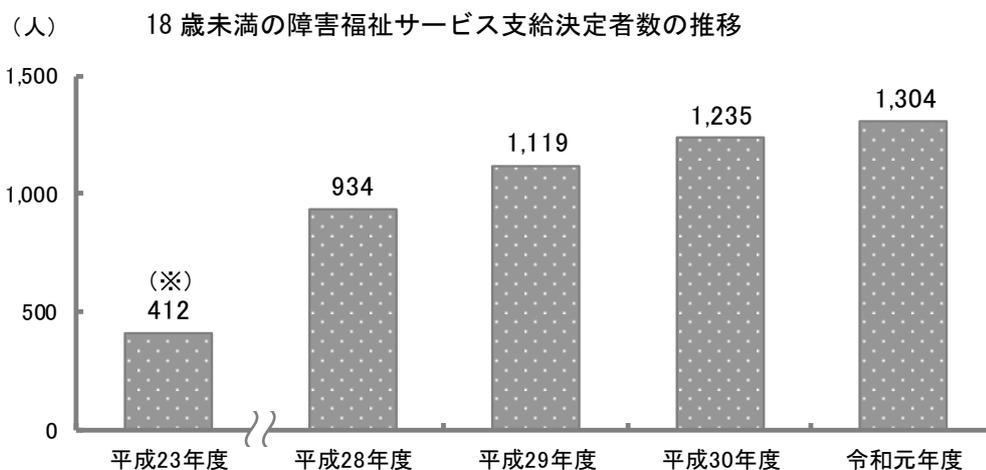


(※) 児童デイサービスのみの利用者を除く

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(2) 18歳未満におけるサービス支給決定者数

18歳未満のサービス支給決定者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度、1,304人であり、平成23年度の約3.2倍となっています。



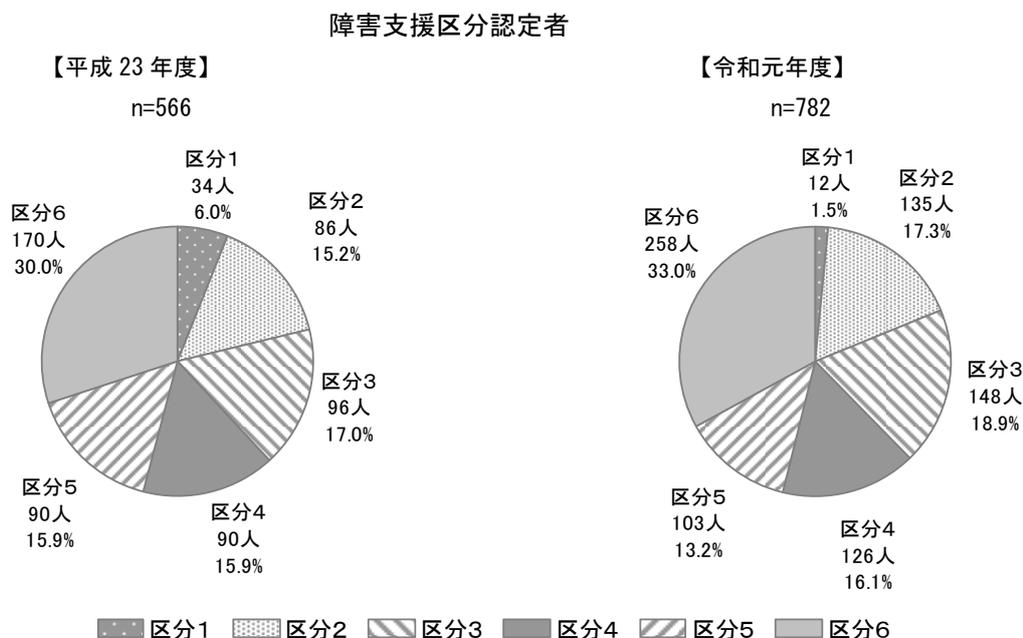
(※) 児童デイサービス利用者

資料：庁内資料（各年度3月末現在）

6 障害支援区分認定者の状況

(1) 障害支援区分認定者数の状況

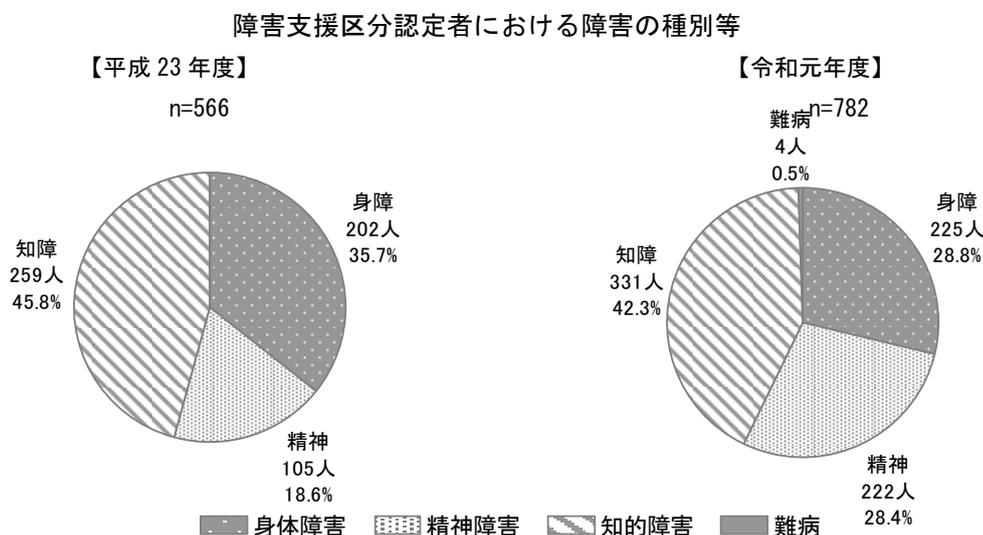
令和元年度における障害支援区分認定の構成割合は、区分6が258人(33.0%)と最も多くなっています。平成23年度と比べ、区分1が4.5ポイント減少しています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(2) 障害支援区分認定者における障害の種別等

令和元年度における障害支援区分認定者の障害の種別等をみると、知的障害者が331人(42.3%)で最も多くなっています。平成23年度と比べ、精神障害者が9.8ポイント増加しています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

|| 7 アンケート調査結果

作成中

|| 8 ヒアリング結果

作成中

|| 9 これまでの取組みや現状を踏まえた課題の整理



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、「障害者基本法」の理念にのっとり、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現をめざすため、第2次松戸市障害者計画の基本理念と将来像を継承し、計画を推進します。

基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」

—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—



ふれあい・・・障害のある人とない人との交流の場や機会を設けることによって相互理解をめざします。

認め合い・・・差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も、ありのまま認め合える社会をめざします。

支えあい・・・人々の横のつながりをつくり、万一のときにも安心な住み続けたいまちをめざします。

|| 2 計画の将来像

障害の有無にかかわらず“住んでよいまち”と実感できるとともに、基本理念を実現していくため、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」— 障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして —を将来像とし、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となり施策を推進します。

将来像

**「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」**

—地域共生社会の実現をめざして—

|| 3 計画の基本目標

基本理念「ふれあい・認め合い・支えあい」—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—の実現に向け、3つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標 1 お互いに個性を尊重し、人格を認め合う 地域共生社会の実現

障害のある人が自分らしく、いきいきとした地域生活を送れるように、障害のある人、ない人との交流を通して、相互理解を深めるとともに、地域における支え合い活動を進めます。

また、障害を理由に不利益を被ることのないよう、人権の尊重や権利擁護の取り組みを推進します。

基本目標 2 自分らしく生きがいのある生活の実現

障害のある人が地域で生きがいをもって生活する上で、雇用・就労の機会の拡充に努めるとともに、生活の糧を自ら得ることができるばかりでなく、人とのふれあいの場となるスポーツや文化活動をとおした社会参加を促進します。

また、地域で障害のある人が自立した生活を送れるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。

基本目標 3 安心して暮らせるまちの実現

障害の原因となる傷病の予防や早期発見、早期療育・早期治療を充実するとともに、医療的ケア児童の支援体制を整備し、障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、公共施設等のバリアフリー化の更なる推進や万一の災害時に対応できる体制の整備・充実に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちをめざします。

4 計画の体系図

[基本理念]

「ふれあい・認め合い・支えあい」
— 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる —

[将来像]

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」
— **地域共生社会の実現**をめざして —

[基本目標]

- 1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う**地域共生社会の実現**
(第1節)
- 2 自分らしく生きがいのある生活の実現
(第3節、第4節)
- 3 安心して暮らせるまちの実現
(第2節、第5節)





施策の体系

第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進

1 市民意識の醸成

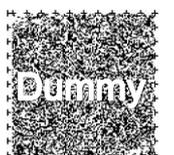
めざす将来像

障害のある人もない人も地域社会の一員として、共に生きる社会を実現します。

目指す将来像を記載します。

現状と課題

市民アンケート調査や関係者団体等のヒアリング、事業所アンケート調査の結果をふまえて、松戸市の現状と課題を記載します。



目標値

目標値の目指す方向性を記載します。

障害のない方も障害のある方とふれあう機会を持ってもらい、障害の理解について深めてもらうことを目指します。

目標	現状値	目標値
	令和元年度	令和5年度
「障害のある人とふれ合う機会がある」と回答した人の割合（市民アンケート調査）	54%	55%

具体的な取組み

具体的な取り組みの概要を記載します。

① 地域活動における交流の促進

障害者と実際にふれあう中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間などの機会を通じてイベントを開催します。また、松戸市社会福祉協議会等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

関係部署で取り組んでいる具体的な事業を記載します。

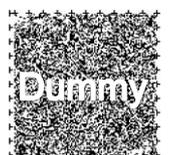
事業名	内容	担当課
ふれあいフェスティバル開催	障害者週間啓発及び市民の理解と交流の場として開催	松戸市福祉施設共同販売推進協議会 障害福祉課 健康福祉会館
福祉バザー	市役所連絡通路にて毎月（8月・11月を除く）開催し、販売促進とともに市民との交流を図る。	松戸市福祉施設共同販売推進協議会 障害福祉課



三者の役割を具体的に記載します。

具体的な行動

障害のある人・ご家族	地域・住民	行政
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における障害のない児童との交流の場に参加するようにします。 ・地域のイベント等に積極的に参加するようにします。 ・自分のできることで地域に参加するようにします。 ・障害のある人の現状を地域に発信するようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校・学級と地域の交流を促進します。 ・親子で障害のある人について話す機会をつくるようにします。 ・地域のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流します。 ・地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育を推進します。 ・特別支援学校・学級との交流及び共同学習を推進します。 ・地域と特別支援学校・学級の交流を支援します。 ・公的機関を中心に交流の機会と場の提供をします。 ・広報等を活用し、地域における交流イベントを積極的に周知・PRします。

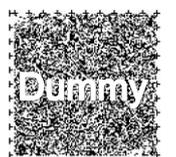




第6期松戸市障害福祉計画／ 第2期松戸市障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性

作成中



2 国が定める重点施策と成果目標

第5期障害福祉計画における成果目標の達成度合いを評価したうえで、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針を踏まえ、計画期間（令和3年度から令和5年度）における成果目標を設定します。

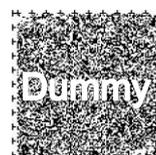
1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	国の基本方針
令和元年度末時点の施設入所者	268人	
令和5年度入所者数	260人	
入所削減見込数 (令和元年度末→令和5年度末)	8人 (3.0%)	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する
地域生活移行者数 (令和元年度末→令和5年度末)	17人 (6.3%)	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す

前期計画では、入所者数は15人の削減(5.4%)を目標としていましたが、令和元年度末時点において、2.9%の8人の削減ができており、国の基本方針の2%以上の削減について、現時点で目標を達成しておりますが、目標値であった261人の達成は難しく、令和2年度の見込みを264人とし、次期計画の目標値を未達成割合20%を加え、入所削減見込数を8人とします。

また、地域移行者数については、25人と目標設定をしていましたが、令和元年度末時点で32人であり、目標を達成しております。

本計画では、障害のある人等の状態やニーズに合わせた地域生活への移行ができるように、居住の場としてのグループホーム及び一般住宅等について、障害があっても慣れ親しんだ地域で生活することができるような体制を整備してまいります。



2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末の目標（新規）	人（千葉県による設定）
【国の基本方針】 当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める。	

前期計画においては、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するという成果目標を定めていました。

この協議の場として、令和元年度に「松戸市障害者地域包括ケアネットワーク」を設置するに至りました。

今後も、退院する精神障害者が円滑に地域生活へ移行できるように、この協議の場を核に、重層的な支援体制の構築に努めます。

活動指標

項目	指標		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（各回ごと）	保健	1人	
	医療（精神科）	1人	
	医療（精神科以外）	4人	
	福祉	12人	
	介護	1人	
	当事者及び家族等	1人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回		
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3年〇月	4年〇月	5年〇月
	人	人	人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	人	人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	人	人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	人	人



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末の目標	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
【国の基本方針】 令和5年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	

地域生活支援拠点とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものであり、「多機能拠点整備型」「面的整備型」の2つの類型があります。

国が示す地域生活支援拠点の基本機能は、

- ① 親元からの自立等に係る相談
- ② 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ 緊急時の受け入れ・対応のための短期入所の利便性、対応力の向上
- ④ 専門的人材の確保、養成、連携
- ⑤ コーディネーターの配置等による地域の体制づくり 等です。

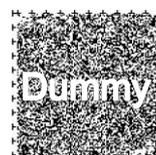
前期計画では、平成32年度末までに地域生活拠点を1か所整備するという成果目標を定め、検討を重ねてきましたが、目標の達成には至りませんでした。

令和3年度の設置を目指し、検討を進めていきます。

設置後は、年1回以上運用状況を検証及び検討していきます。

活動指標

地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数



4 福祉施設から一般就労への移行

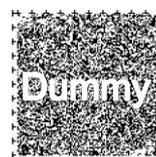
項目	目標数値	国の基本方針
① 福祉施設（※）から一般就労への移行者数 （令和5年度） ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	138人	福祉施設の利用者のうち、一般就労に移行する人が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を目指す
② 就労移行支援事業からの一般就労への移行者数 （令和5年度）	112人	就労移行支援事業の利用者から一般就労に移行する人が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上を目指す
③ 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数 （令和5年度）	就労継続支援A型 22人 就労継続支援B型 4人	就労継続支援A型及び就労継続支援B型事業の利用者から一般就労に移行する人が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、1.23倍以上を目指す
④ 一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	50%	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する
⑤ 就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	70%	就労定着支援による職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

（1）福祉施設から一般就労への移行者数

前期計画の目標値である117人を平成30年度は達成しましたが、令和元年度は、新型コロナウイルスの影響を受け、2月、3月の就職者が伸びず、令和元年度の福祉施設利用者からの一般就労への移行者数は108人でした。（平成30年2、3月の就職者数17人、令和元年度2、3月就職者数5人）。

第6期障害福祉計画の目標値は、国の基本方針に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績108人の1.27倍である138人と設定します。

また、今期より新設された就労移行支援事業から一般就労への移行者数の目標値は、令和元年度実績86人の1.30倍である112人、同様に就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数は、令和元年度実績17人の1.26倍である22人、就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、令和元年度実績3人の1.23倍である4人と設定します。



令和元年度において、就労移行支援事業所から一般就労への移行率は23.2%、就労継続支援A型事業所から一般就労への移行率は、5.7%、就労継続支援B型事業所から一般就労への移行率は、0.06%であり、平成30年度の移行率と比較すると就労移行支援事業所以外は下降しました。(平成30年度 移行支援事業所 22.0%、就労継続支援A型 7.5%、就労継続支援B型 3.2%)。特に就労継続支援B型事業所の移行者数が半分以上減ってしまった要因として、事業所数の増加があげられます。

引き続き、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の移行率かつ定着率を伸ばすことを目指すとともに、就労継続支援事業所が一般就労につなげることができるよう、地域の支援体制のあり方などを関係機関と意見交換し、就労系障害福祉サービス事業の質の向上を目指します。

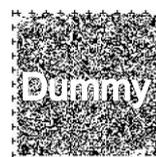
(2) 就労定着支援事業における利用者及び事業所ごとの就労定着率

平成30年度就労移行支援事業所を利用し、一般就労へ移行した人は80人、そのうち平成30年度または令和元年度に就労定着支援事業を利用した人は15人、18.8%の利用率であり、国の基本方針である70%の利用率を大きく下回っています。

低い要因の一つとして、就労定着支援事業に入る前の就職してから6ヶ月以内に離職してしまっている人がいることや一般就労を支援した就労移行支援事業所が就労定着支援事業の指定を受けておらず、他の就労定着支援事業所を利用していないためと考えられます。市内においても、就労移行支援事業所10ヶ所中5ヶ所の半分の事業所が就労定着支援事業の指定を受けている状況です。

6ヶ月以上定着できるよう就労移行支援事業所の利用者と企業のマッチング力を向上させることや就労定着支援事業所間及び障害者就業・生活支援センターなど地域における関係機関と連携を図り、定着支援を必要としている方に支援が行えるよう、体制を整えることが必要です。

国の基本方針では70%を目指すこととなっておりますが、サービスありきの対応にならないようにするため、また、支援が必要な方に支援が行き届く、地域における連携が重要と考えることから、本市における目標値を50%と設定いたします。



5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

令和5年度末の目標	児童発達支援センターを設置する。
【国の基本方針】 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	

平成24年の児童福祉法の改正で、身近な地域での支援体制の強化のため、通所支援及び相談支援の拠点として、少なくとも1か所の児童発達支援センターを設置する整備目標が示されました。

本市では、こども発達センターにおいて福祉型及び医療型児童発達支援センターを開設しています。今後も地域における支援機関として、保育所等訪問支援や相談支援事業所による相談支援など専門性を活かした支援を行っていきます。

また、地域の保育所・幼稚園等の施設職員を対象とした施設巡回相談を通じて、早期相談・早期療育へ繋がる体制構築を目指します。

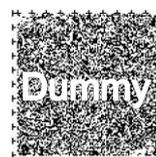
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和5年度末の目標	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
【国の基本方針】 すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	

本市においては、こども発達センターが保育所等訪問支援を提供しており、すでに体制は構築されています。

保育所等訪問支援は、保育所等に訪問支援員が訪問し、障害のある児童が集団生活に適應できるよう児童及び保育所等の職員に対し専門的な支援を行っています。

また、支援を進めるうえでは訪問支援を受ける側の理解と協力も必要かつ重要であることから、これまで以上に訪問先との連携強化を行います。



(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末の目標	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を確保する。
【国の基本方針】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	

本市においては、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が、それぞれ2か所ずつ確保されています。

今後も需要に応じ、事業所の整備を図ってまいります。

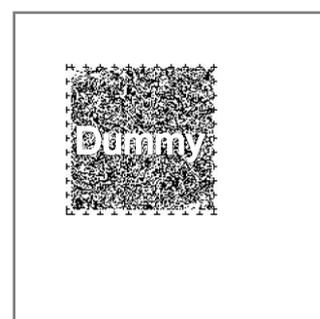
(4) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

令和5年度末の目標	関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
【国の基本方針】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるととともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。	

平成28年、児童福祉法の改正が行われ、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。

本市においては、平成28年11月、この協議の場として「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」を設置しました。実態調査やニーズ調査、事業所調査をふまえて、平成29年10月に「医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策」を取りまとめました。令和元年度以降は2回目の実態調査等を実施し、実情に合わせて課題把握及び対応策の検討を重ねています。

医療的ケア児等コーディネーターは2名配置されています。事業所への周知を図ることにより、配置の拡大を図ります。



6 相談支援体制の充実・強化

令和5年度末の目標	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
【国の基本方針】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。	

複合的な課題を抱える世帯や、ひきこもり支援など制度の狭間で困っている人からの相談が増えてきており、今後もますます増加していくことが予想されます。そこで、ひきこもり支援も含めて分野横断的な相談支援体制の構築を目指します。

相談件数の増加に対応できるよう、基幹相談支援センターの設置数についても検討を行います。

包括的相談支援体制を強化することによって、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できる、“断らない相談支援体制”を実現します。

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

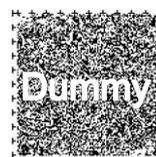
令和5年度末の目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
【国の基本方針】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	

障害者の重度化・高齢化により、複雑化する相談に対応できるよう、千葉県が実施する専門性を高めるための研修や地域で実施されている意見交換会や勉強会に積極的に参加し、市職員の人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の適正化及び支援の質の向上に活用できるよう体制を整えます。

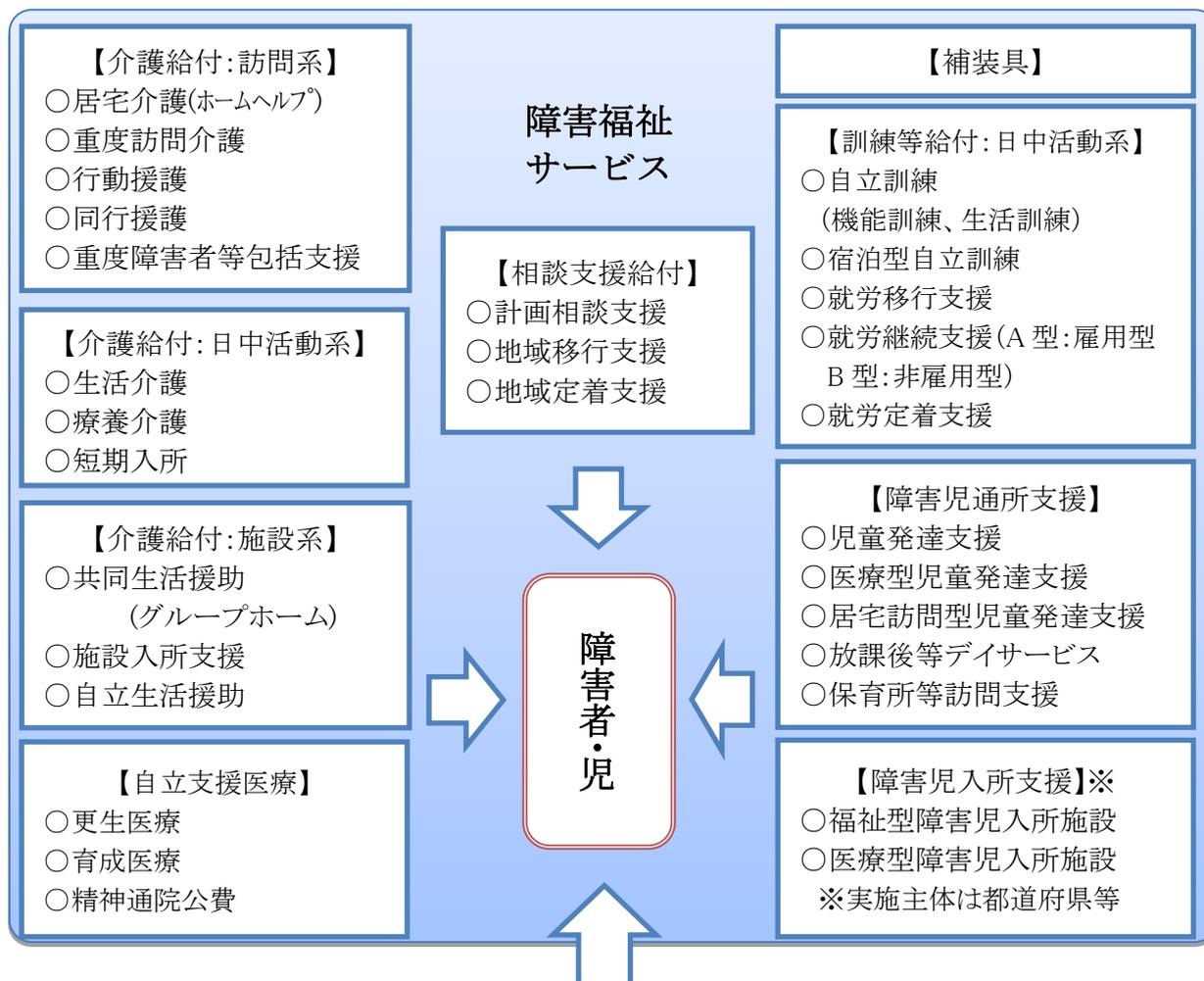
活動指標

項目	指標		
	3年	4年	5年
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	人	人	人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み			



3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業



地域生活支援事業

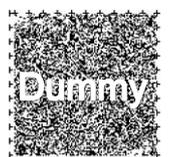
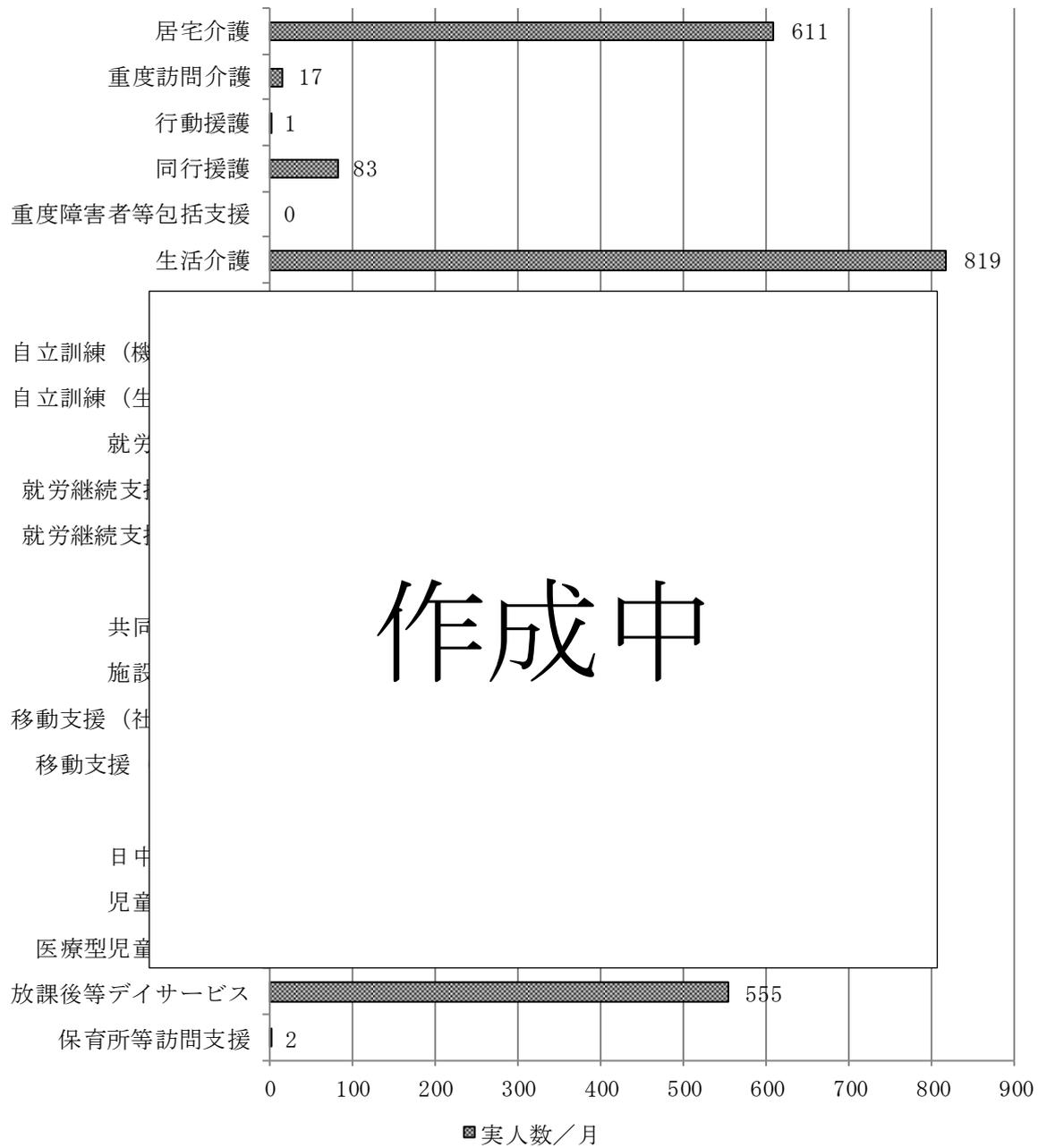
- 【必須事業】**
- 理解促進・研修啓発事業
 - 自発的活動支援事業
 - 相談支援事業
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 成年後見制度法人後見支援事業
 - 意思疎通支援事業
 - 日常生活用具給付事業
 - 手話奉仕員養成研修事業
 - 移動支援事業
 - 地域活動支援センター事業

- 【任意事業】**
- 福祉ホーム事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 更生訓練費給付事業
 - 知的障害者職親委託事業
 - 日中一時支援事業
 - 生活サポート事業
 - 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

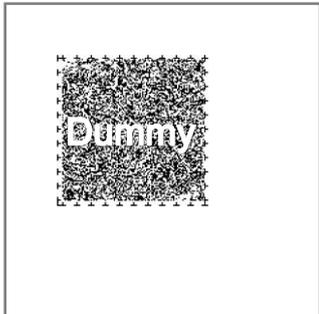
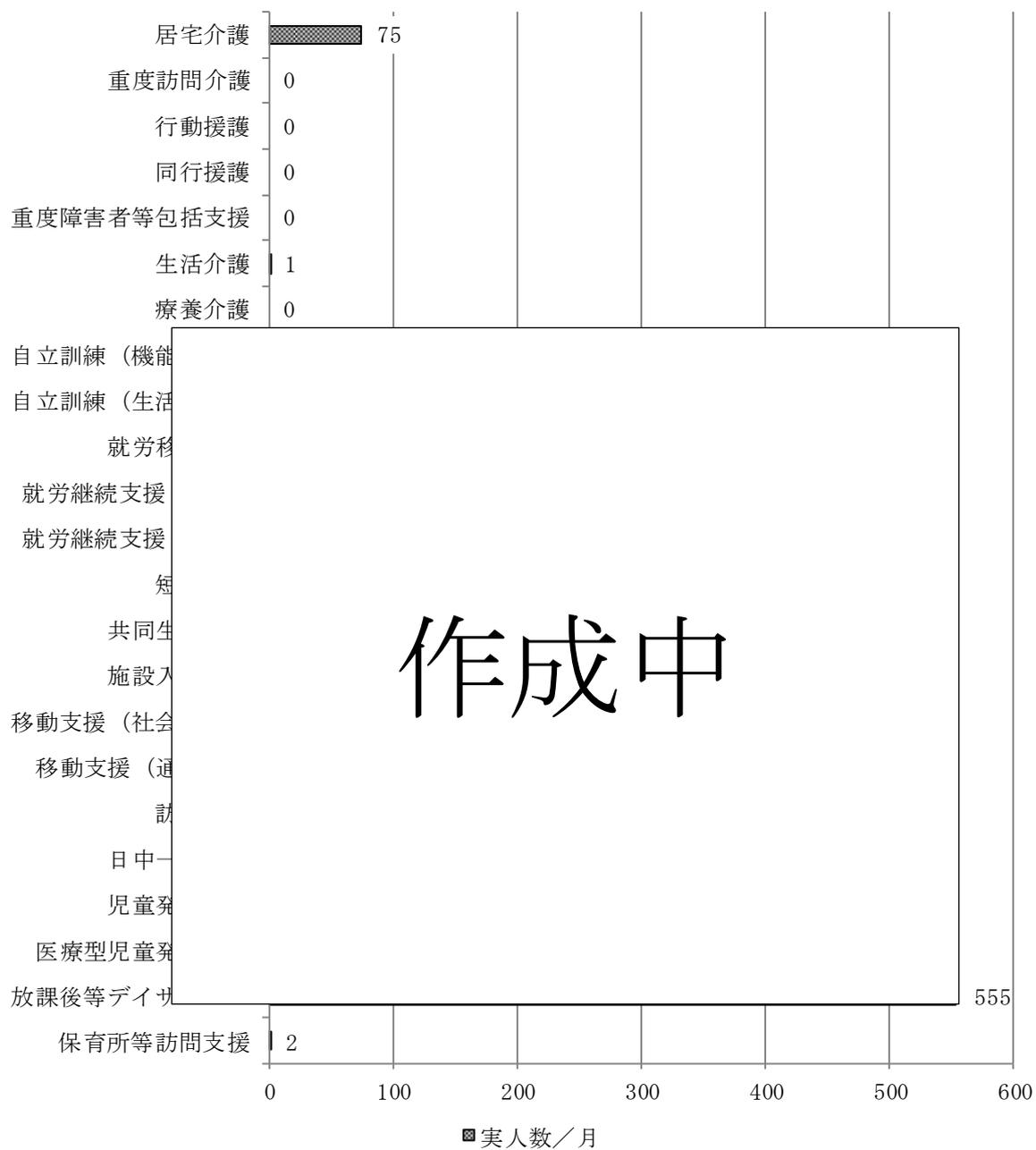


2 障害福祉サービス別利用状況（28年10月期の実績）

（1）障害者・児



(2) 障害児（18歳未満）



(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	第5期／第1期実績			第6期／第2期見込量									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
居宅介護	時間/月	作成中							5					
	人/月								7					
重度訪問介護	時間/月								1					
	人/月								1					
同行援護	時間/月								0					
	人/月								3					
行動援護	時間/月								1					
	人/月								7					
重度障害者等包括支援	時間/月								0					
	人/月								0	0	0	0	0	0

現 状

- 障害のある人等の増加に伴い、訪問系サービスは利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。しかし、サービス利用がらず、活動の質の向かない状況で
- 早朝、子どもできない。まを早く切り上
- 行動援護は、上も求められ
- 重度障害者等す。

課 題

- サービス利用
- 早朝や夜間に
- 障害の特性やが必要です。

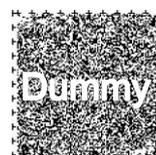
関係団体等のヒアリングや事業所アンケート調査などを踏まえて作成

キルアップ



○
○
○
相
相

今後の方針を記載





計画の推進に向けて

1 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等と

作成中

施し、達成目標の確認と事業の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて、計画の内容の見直しを行います。

中間評価の実施にあたっては、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握するため、アンケート項目なども見直します。

